



平成 22 年 3 月 24 日

各 位

会 社 名 中 小 企 業 信 用 機 構 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 村 昌 史
(JASDAQ・コード番号:8489)
問 い 合 わ せ 先 常 務 取 締 役 経 営 管 理 部 長 田 中 謙 吏
T E L (0 3) 5 6 2 5 - 5 4 4 0

IFS パートナース・ファンド 1 号投資事業組合による 当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

IFS パートナース・ファンド 1 号投資事業組合による当社株式に対する公開買付けが平成 22 年 2 月 23 日から実施されておりましたが、当該公開買付けが平成 22 年 3 月 23 日をもって終了し、IFS パートナース・ファンド 1 号投資事業組合より添付のとおり、本公開買付けの結果について公表されましたのでお知らせいたします。

(ご参考) 公開買付者の「中小企業信用機構株式会社に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」
を添付いたしますので、ご参照ください。

平成 22 年 3 月 24 日

各位

大阪府大阪市北区神山町 1 番 3 号 新扇町ビル
 I F S パートナース・ファンド 1 号投資事業組合
 業務執行組合員 中小企業投資機構株式会社
 代表取締役社長 黒澤 明宏

中小企業信用機構株式会社に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

I F S パートナース・ファンド 1 号投資事業組合（以下、「公開買付者」といいます。）は、公開買付者が実施いたしました金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の結果について、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 公開買付けの内容に関する事項

（1）対象者の名称

中小企業信用機構株式会社

（2）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（3）公開買付期間

平成 22 年 2 月 23 日（火曜日）から平成 22 年 3 月 23 日（火曜日）まで（20 営業日）

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限及び上限を 7,910,000 株とし、応募株券等の総数が買付予定数の下限（7,910,000 株）に満たないときは、応募株券等の全部の買付けを行わず、応募株券等の数が買付予定数の上限（7,910,000 株）を超えるときは、その超える部分の買付け等を行わないものとしておりました。本公開買付けの結果、応募株券等の総数（7,962,400 株）が買付予定数の上限を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下、「府令」といいます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 22 年 3 月 24 日に株式会社ジャスダック証券取引所において、報道機関に対して公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	7,962,400 (株)	7,910,000 (株)
新株予約権証券	—	—

新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—
合計	7,962,400（株）	7,910,000（株）
（潜在株券等の数の合計）	—	（—）

（４）あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

応募株券等の総数（7,962,400 株）が買付予定数の上限（7,910,000 株）を超えたため、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、その超える部分の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第 5 項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（５）決済の方法及び開始日

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

エイチ・エス証券株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目 8 番 1 号

② 決済の開始日

平成 22 年 3 月 30 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

（６）公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

I F S パートナース・ファンド 1 号投資事業組合（大阪府大阪市北区神山町 1 番 3 号 新扇町ビル）
株式会社ジャスダック証券取引所（東京都中央区日本橋茅場町 1 丁目 5 番 8 号）

以 上